

【公益的機能維持増進協定制度の活用手順】

- ① 本制度の対象となる森林を所有されている方に説明を行い、その森林に対し、どのような施業が必要か、必要経費がどれくらいになるかを、入林の承諾を得て調査をさせていただきます。このとき、調査を行う地元の森林管理署の職員が、森林への入林のお願いにお伺いいたします。
- ② 調査の結果等を基に、森林管理署の職員が、対象となる森林を所有されている方に協定締結の打診をします。このとき、対象森林における施業内容・概ねの負担額等について説明をさせていただき、相談のうえ、協定の締結について合意いただければ森林管理署で協定書の案を作成します。なお、必要な場合は、所有者の方と森林管理署とで現地確認を行います。
- ③ 森林管理局及び森林管理署において、協定書の案を2週間公告縦覧します。
- ④ **森林管理局長と協定を締結します。**
- ⑤ 森林管理局及び森林管理署において、協定を締結した旨を公告し、協定書の写しを縦覧します。

お問い合わせ

〇〇森林管理局
〇〇森林管理署
担当: 〇〇〇〇〇
TEL 〇〇-〇〇〇〇

公益的機能維持増進協定制度について

森林所有者のみなさんと森林管理局長とが「公益的機能維持増進協定」を結ぶことで、みなさんの森林と地域の国有林を一体的に整備することができるようになりました。

これまで

周りを国有林に取り囲まれた民有林は、孤立していたり規模が小さく効率的な森林の整備ができない等の理由で、これまでなかなか手入れをする機会に恵まれていませんでした。



新たな協定制度

平成24年6月の森林法等の改正により、「公益的機能維持増進協定制度」が創設されました。この制度を活用することで民有林・国有林が一体的に整備でき、地域における森林の公益的機能のより一層の増進が期待されます。



国有林と一緒に森林整備を進めませんか！！

ポイント①

協定の対象となる森林

(以下のすべてを満たすこと)

- ・国有林内で孤立している人工林で、民有林間での集約化ができず、整備が困難な森林
- ・公益的機能の発揮が期待されているものの、機能の低下又は低下のおそれがあり整備が必要な森林
- ・当該地区に国有林の施業予定地があること（国有林と連結した路網の整備及び計画的な施業により、効率的な森林整備を実施することで公益的機能の発揮が期待できる森林）

ポイント②

協定の締結

- ・森林所有者等の合意の下で、森林管理局長と協定を締結します
- ・期間は最長で10年
- ・協定の内容を公告・縦覧により明確化

公益的維持増進協定のイメージ

ポイント③

森林管理署が行う 一体的な取組(※)

- ・民有林、国有林を巡回する効率的な路網計画の作成・提案・施工管理
- ・民有林の間伐等の森林整備
- ・路網の共同利用

※ 具体的には協定の締結に際して取り決めいたします

ポイント④

期待される効果

- ・当該地域における森林の公益的機能の維持増進
- ・民有林同士で集約化を図った場合の一般的な補助事業(※)と同等の助成（国2/3、所有者1/3を負担）が得られるとともに、事業実施の手続き等は国が行います
- ・民有林から出材される間伐材が少量でも、国有林材の購入業者への販売が期待できます

※ 森林管理・環境保全直接支援制度との比較。ただし、自治体によってはより高率の助成を行っている場合があります

民有林

国有林

民・国境界

工場

